

**別表(第4条、第8条関係)**

**(1) 第1号から第4号までに掲げる者**

- 身体障害者 (表中の○が付されている等級に該当する者)

身体障害区分			等級							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
視覚障害		4級以上	○	○	○	○				
聴覚・平衡機能障害		聴覚障害		○	○					
		平衡機能障害	5級以上			○		○		
音声・言語・そしゃく機能障害		—								
肢体不自由		上肢	4級以上	○	○	○	○			
		下肢	6級以上	○	○	○	○	○	○	
		体幹	5級以上	○	○	○		○		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	4級以上	○	○	○	○		
			移動機能	6級以上	○	○	○	○	○	○
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくはは直腸、小腸、ヒト免疫若しくは肝臓の機能の障害		心臓機能障害	4級以上	○		○	○			
		じん臓機能障害	4級以上	○		○	○			
		呼吸器機能障害	4級以上	○		○	○			
		ぼうこう又は直腸機能障害	4級以上	○		○	○			
		小腸機能障害	4級以上	○		○	○			
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上	○	○	○	○			
		肝臓機能障害	4級以上	○	○	○	○			

- 知的障害者 障害の程度が重度の者 (療育手帳の障害の程度欄が「A」の者)
- 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の者
- 発達障害者 移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者

**(2) 第5号に掲げる者**

- 高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要介護1から5まで」の者

**(3) 第6号に掲げる者**

- 難病患者 特定疾患医療受給者

**(4) 第7号に掲げる者**

- けが人等 けがにより一時的に歩行が困難なために車いす又は杖(つえ)を使用する者及び第4条第1号から第6号までの基準に該当しない者で医師の意見書等により移動に配慮が必要であると認めたもの
- 妊産婦 妊娠7箇月から産後3箇月までの者